

## 鶯谷・殿町地区の地下水汚染範囲の再調査結果について

テトラクロロエチレン等による地下水汚染については、平成13年から市内6地区（厚見地区、鶯谷・殿町地区、切通地区、新栗野地区、南部地区、真砂町西側地区）の汚染地区を公表後、すべての地区で定点モニタリング調査による監視を継続してきました。

また汚染地区毎に詳細な再調査を順次実施し、汚染範囲の見直しまたは解除を公表してきたところです。

今回、『鶯谷・殿町地区』の4回目の再調査を実施しましたので、その結果について以下のとおり報告します。

### 記

- 1 調査期間：令和7年5月～令和7年8月
- 2 調査方法：令和2年度見直し調査において検査を実施した井戸を対象とし、過去の調査結果と比較検証しました。
- 3 調査件数：49地点
- 4 調査結果

テトラクロロエチレン (mg/L)

区分	濃度範囲	検体数
不検出 (0.0005未満)	<0.0005	21
検出 (0.0005以上 0.01以下)	0.0006～0.0053	24
基準超過 (0.01超過)	0.011～0.075	4
計		49

トリクロロエチレン (mg/L)

区分	濃度範囲	検体数
不検出 (0.001未満)	<0.001	48
検出 (0.001以上 0.01以下)	-	0
基準超過 (0.01超過)	0.047	1
計		49

1,2-ジクロロエチレン (mg/L)

区分	濃度範囲	検体数
不検出 (0.004未満)	<0.004	46
検出 (0.004以上 0.04以下)	0.004、0.005	2
基準超過 (0.04超過)	0.51	1
計		49

クロロエチレン (mg/L)

区分	濃度範囲	検体数
不検出 (0.0002未満)	<0.0002	48
検出 (0.0002以上 0.002以下)	-	0
基準超過 (0.002超過)	0.14	1
計		49

## 5 結果概要

### ○鶯谷地区

テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、クロロエチレンの4物質について環境基準超過が確認されました。基準超過地点数は減少しましたが、基準超過地点におけるテトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、クロロエチレンの濃度は上昇しました。基準超過地点の分布と汚染範囲は一致したことから、鶯谷地区の汚染範囲は現状維持としました。

### ○殿町地区

テトラクロロエチレンについて環境基準超過が確認されました。濃度の減少が確認されましたが、超過地点に変化がなかったことから、殿町地区の汚染範囲は現状維持としました。

## 6 今後の対応

現在も汚染が残る地区（厚見地区、新栗野地区、切通地区、南部地区、鶯谷・殿町地区）について、毎年の定点モニタリング調査を実施しつつ、定期的に再調査を実施し、監視を続けていきます。

鶯谷・殿町地区の見直し図  
(令和8年2月)

